

第3次秋田県地球温暖化対策推進計画策定業務委託 企画提案競技審査基準

審査区分：○審査委員会 ●事務局

区分	評価項目	審査内容	配点
企画提案内容 (80点)	全般的事項 (25点)		
	業務の実施方針	○ 本業務の目的や内容を理解し、業務遂行にあたっての方針等が示されているか。	10
		○ 本県における温暖化対策の現状や課題を的確に踏まえた提案内容と認められるか。	15
	個別事項 (55点)		
	現況の分析・検証	○ 本県における地域特性や温室効果ガスの排出状況等について理解し、温室効果ガス排出量の効果的な算定に係る提案が示されているか。	15
	基本的事項の収集・整理	○ 本県の地域特性等の現状を理解し、基本的事項の収集・整理に係る方針が示されているか。	15
	温室効果ガス削減のための施策の検討等	○ 本県の地域特性等を踏まえ、効果的な温室効果ガスの削減方策や目標値の設定方針、温暖化対策の施策についての具体的な考えが示されているか。	15
協議会の開催等	○ 計画の策定に係る検討を効果的に実施するための協議会の運営方針が示されているか。	5	
追加提案	○ 知識や経験等を活用し、仕様書に記載のない効果的な追加提案が示されているか。	5	
事業実行力 (20点)	業務実績 (10点)		
	業務実績	● 本業務と同種又は類似の業務実績があるか。 (同種業務：3点、類似業務：1点、最大10点)	10
	従事技術者 (5点)		
	従事技術者	● 業務を適切に履行する能力を有した技術者が適切に配置されているか。	5
業務管理 (5点)			
業務管理	○ 業務を確実に履行できるスケジュールや工程管理の方針が具体的に示されているか。	5	
(10点措置)	「賃金水準の向上」の取組に関する加点 (5点)		
	賃金水準の向上	● 別表参照	5
	「女性の活躍推進」の取組に関する加点 (5点)		
女性活躍推進	● 別表参照	5	
合 計			110

【別表】

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5	
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定※1		1	最大 3	
	法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし		1.5
			プラチナえるぼし		2
		次世代法※2	くるみん		1.5
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※3	各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰※3			
子ども・子育て支援知事表彰※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼし

の認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。